

インド税制

The Finance Act, 2020 の施行

2020年4月

2020年3月27日 The Finance Bill, 2020 が大統領により承認され、The Finance Act, 2020 が2020年4月1日から施行された。2019年3月3日に愛知デスクが配信した「2020年度国家予算案 — 直接税・間接税の主な変更点」から一部修正があるため、修正内容について説明する。

	The Finance Bill, 2020 (国家予算発表時)	The Finance Act, 2020 (2020年4月1日施行)
居住者区分		
インド市民 (Indian citizens and Person of Indian Origin)	インド市民の居住者要件を滞在日数「182日以上」から同「120日以上」に変更。	税務年度の所得が150万ルピー超のインド市民のみ左記規定を適用。また、滞在日数が120日超182未満のインド市民を非通常の居住者(NOR)に区分。
みなし居住者 (Citizenship-based deemed residency)	インド市民に対して市民権に基づく「みなし居住」の規定が追加された。同規定では、インド国外の居住国にて所得税の納付義務のないインド市民を対象とする。	左記のみなし居住規定の適用条件が定められ、税務年度の所得が150万ルピー超のインド市民に限定される。この場合、インド市民は非通常の居住者と見なされる。
非通常の居住者の条件	右記の2要件がなくなり、1要件(過去10年のうち7年間非居住者の場合)に緩和された。	条件緩和はなされず、従来の非通常の居住者の要件に変更はない。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 過去10年のうち9年間非居住者の場合あるいは、 ➤ 過去7年のうち滞在期間が730日未満の場合
国外源泉所得	該当なし。	以下のように国外源泉所得を規定。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ インド国内から支配される事業あるいはインド国内で開業した専門的職業から発生した所得を除く国外で発生した所得

The Finance Bill, 2020 (国家予算発表時)		The Finance Act, 2020 (2020年4月1日施行)
配当金課税		
移行期の取り扱い	2020年4月1日より、配当分配税の廃止と受取配当金課税の導入。移行期の取り扱いの記載なし。	2020年4月1日以前に配当が決議され、4月1日以降に配当が分配される場合、2019年度に支払った配当分配税に関連する受取配当金に対する課税は免除される。
カスケード効果の排除	インド内国企業から受領した企業間配当に関して、課税所得の計算から配当金を控除できる。	左記の規定が外国企業及びビジネストラストからの配当金の受領にも拡大。
源泉税 (TDS/TCS)		
現金引き出し(TDS)	2020年4月1日より、税務年度にて1,000万ルピー超の現金を銀行から引き出す場合、引き出し総額に対して2%の源泉税が課される。	左記規定の適用時期を2020年7月1日に変更。さらに、過去3年間確定申告を実施していない場合には、以下を適用。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 現金引出額が200万ルピー超、1,000万ルピー以下の場合、源泉税率は2% ➢ 現金引出額が1,000万ルピー超の場合、源泉税率は5%
電子商取引事業者(TDS)	2020年4月1日より、電子商取引業者の物品・サービスによる収入の1%に対して源泉税が課される。	左記規定の適用時期を2020年10月1日に変更。さらに、以下の規定を追加。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 電子商取引事業者は、電子商取引の参加者に対して支払い義務を負うとみなされる。 ➢ 直接税中央委員会に本規定に関する課題に対処するためのガイドラインを発行する権限を付与。
ロイヤルティ(TDS)	技術支援料に関するTDSが10%から2%に軽減された(国内取引のみ)。	左記の規定に加え、映画の配給に関するロイヤルティの支払いに関するTDSも2%に軽減された。
物品の販売(TCS)	2020年4月1日より、年間売上1億ルピー以上の物品の売手は500万ルピー超の物品の販売に対して、買手から0.1%のTCSを徴収する。	左記の規定が輸出入取引には適用されない旨明確になった。また、左記規定の適用時期は10月1日に変更され、直接税中央委員会に本規定の課題に対処するためのガイドラインを発行する権限を付与。

	The Finance Bill, 2020 (国家予算発表時)	The Finance Act, 2020 (2020年4月1日施行)
外国送金(TCS)	<p>2020年4月1日より、以下の取引に関して5%のTCSが課される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 承認銀行(Authorised dealer)を通じた自由送金スキーム(LRS)下での年間70万ルピー以上の送金、あるいは、 ➢ 海外ツアープログラムの購入 	<p>左記規定の適用時期を2020年10月1日に変更。さらに、以下の規定を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自由送金スキーム下での年間70万ルピー以上の送金かつ送金目的が教育ローンに関する場合、TCSは0.5%に軽減される。
均衡課税 (equalisation levy)	<p>均衡税 (equalisation levy)</p> <p>該当なし。</p>	<p>規定の電子商取引業者(オンラインでの物品・サービスの販売用プラットフォームを有する非居住者)が以下の者に対して電子商取引における物品・サービス等を提供した場合、その対価に対して2%の均衡税が課される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ インド居住者 ➢ 広告あるいはデータを販売する非居住者 ➢ インドのIPアドレスを利用して物品・サービスを購入する者 <p>次の者に対して均衡税は免除される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 電子商取引業者がインドにPEを有し、そのPEが物品・サービスを提供している場合 ➢ 所得税法第165条の下、均衡税が課されている場合 ➢ 電子商取引業者の電子商取引の収入が2000万ルピー未満の場合
新個人所得税率		
新個人所得税の選択	<p>事業所得(Business income)を有する個人は新個人所得税率を適用した場合、次年度以降も新税率を継続しなければならない。</p>	<p>左記に加え、専門職業所得(income from profession)のある個人も新個人所得税率を適用した場合、その後の変更が出来なくなった。</p>

執筆

荒木 基晃（あらかき もとあき）

MBA、USCPA

2018年、太陽有限責任監査法人よりグラントソントン・インディアに出向、ジャパンデスクを担当。愛知県田原市出身。

Motoaki.araki@in.gt.com

グラントソントン・インディア

グラントソントン・インターナショナル加盟事務所。監査・保証業務、税務業務、アドバイザー業務のフルライン専門サービスを提供。加えて、農業分野の専門チームが所属し、世界銀行、インド食品加工省、インド農業省、複数の州の農業プロジェクトの支援実績あり。インド国内 13 都市 15 事務所、約 4,500 名の専門家を有する。

◆◇ 発行情報 ◇◆
インド愛知デスク ニュース

■発行元

2020年度インド愛知デスク運営業務受託者：松田綜合法律事務所（担当：弁護士久保達弘）
〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 1 号 朝日生命大手町ビル7階
TEL: 03-3272-0101（代表） FAX: 03-3272-0102
URL: www.jmatsuda-law.com

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更は下記アドレスにご連絡下さい。
aichidesk@jmatsuda-law.com